



各 位

平成27年5月12日

会社名 福留ハム株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 修治
(コード番号 2291 東証第2部)
問合せ先 総務支援部長 加藤 博美
(TEL 082-278-6161)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月20日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役員数の変更

今後の事業展開及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を選任することにより取締役会の経営監督機能の強化を図るため、取締役員数の上限を9名から11名に増員するものであります(現行定款19条)。

(2) 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第28条の変更につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月20日(土)
定款変更の効力発生日	平成27年6月20日(土)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は<u>9名</u>以内とする。</p> <p>第20条～第27条(条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第5章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>第29条～第36条(条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は<u>11名</u>以内とする。</p> <p>第20条～第27条(条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>第29条～第36条(条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>